

## 仕 様 書

1 委託件名 女性活躍推進の仕組みづくり事業 業務委託

2 履行期間 契約締結の日から令和7年3月19日

### 3 事業目的

企業における女性管理職比率向上を図るため、企業がDE&Iや女性活躍の取組みを多角的な視点で確認することができる仕組みを検討し、作成する。

また、仕組みを広く周知するとともに、企業における活用を促進するため、効果的発信を行う。

### 4 履行場所

市民局男女共同参画部女性活躍推進課 外

### 5 委託業務内容

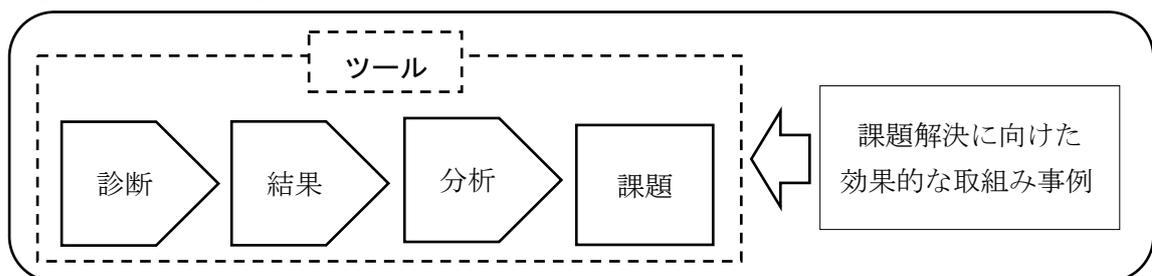
#### (1) 仕組みの検討及び作成

##### ①内容

- ・企業におけるDE&Iや女性活躍の取組みを多角的な視点で確認することができる仕組みを検討し、企業に導入できるツールを作成すること。

※確認した結果を数値化して分析した結果、課題が明確となり、解決に向けた効果的な取組み事例がわかるもの。

#### 【仕組みイメージ】



##### ②検討会議

- ・内容等の検討にあたり、幅広く意見を伺う検討会（3回程度）を開催すること。
- ・検討会議のメンバーについては、DE&Iに関する有識者、企業の経営層やダイバーシティ推進担当者、経済団体などから候補者（5～10人）を提案し、福岡市と協議のうえ決定すること。
- ・検討会議メンバーとの日程調整や出欠確認、会場の手配、会議資料の作成を行うこと。
- ・検討会議の会場については、福岡市男女共同参画推進センター・アミカスの会議室を使用する場合は、会場借上料は発生しないが、事前に福岡市と調整すること。

## (2) 企業への発信

### ①内容

- ・企業におけるDE&Iの必要性に関する理解や、仕組み（ツール）の活用を促進するため、企業の経営層、人事担当者を対象として効果的な発信を行う事業を企画し、実施すること。

### ②開催時期

- 令和7年1月から3月に開催すること。
- 日時等については、福岡市と協議のうえ、決定すること。

### ③開催方法

- ・オンライン型、ハイブリッド型、集合型のいずれでも可。
- ※ハイブリッド型、集合型で開催する場合は、市内の利便性の高い会場（定員100名程度）を選定すること。
- ※福岡市男女共同参画推進センター・アミカス4階ホール（定員304人）を使用する場合は、会場借上料は発生しないが、事前に福岡市と調整すること。

### ④講師等選定

- 講師及びファシリテーターを選定する場合は、DE&Iや女性活躍に精通した発信力のある候補者を選定し、事前に福岡市と協議すること。

### ⑤ホームページ作成

- 事業の情報を掲載するホームページを作成すること。

### ⑥チラシ作成

- 広報用のチラシを作成すること。
- ・規格：A4両面でフルカラー
- ・作成部数：300部
- ・PDFデータを福岡市に提出すること。

### ⑦広報

- 開催の2か月前を目途に広報を開始する。
- ・メルマガ・自社HPなどを活用し、効果的な広報に努めること。なお、広報活動については、事前に福岡市に内容や実施時期について確認をとること。

### ⑧申し込み受付

- ホームページで参加者からの申し込み受付を行うこと。申込者へは自動返信等で申込受付メールを送信し、セミナーの内容などの問い合わせに対して対応すること。

### ⑨当日の運営

運営にかかる進行や質疑応答などの対応をすること。  
必要に応じて、運営スタッフを派遣すること。

### ⑩アンケートの作成・集計

事業の成果を図るため、参加者に対し、満足度等（任意様式）についてのアンケート作成、実施、集計を行う。アンケート内容については事前に福岡市と協議すること。

## (3) 事業の報告

- ・業務終了後、速やかに業務完了報告書（紙ベース，電子データ）を提出すること。
- ・業務完了報告書には次のものを添付すること。
- ・データは、イラストレーターファイル（印刷用）と PDF ファイル（HP 掲載用）の2種類を CD で納品すること。

### ① 仕組みの検討及び作成（データ・紙）

- ・検討会議の資料及び議事要旨
- ・仕組みのツール

### ② 企業への発信

- ・チラシ（データ・紙）
- ・参加者・参加企業リスト
- ・参加者へのメール内容
- ・配付資料
- ・セミナーの講座風景写真
- ・アンケート用紙及び集計結果

## 6 その他

- (1) 業務の履行にあたっては福岡市と協議を行うこと。
- (2) 委託業務における参加企業から費用は徴しない。
- (3) 契約の締結，業務の履行に関して必要な費用は，特段の定めのない限り、全て受託者の負担とする。
- (4) 本書に定めのない事項または定める事項で疑義が生じた場合には、福岡市と受託者で協議のうえ定めるものとする。
- (5) 本事業の成果物にかかる著作権は、福岡市に帰属する